

各区役所長
各部長・理事
教育長
市議会事務局長
各委員（会）事務局長

} 様

南相馬市長

令和5年度予算編成方針について（通知）

政府は、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022～新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」において、社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ、官民が協力して計画的・重点的な投資と改革を行い、課題解決と経済成長を同時に実現するとし、また、東日本大震災等からの復興についても、『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に基づき、福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、今後も国が前面に立って取り組むとしている。

このような社会経済情勢の中、本市は、令和4年度に策定する南相馬市第三次総合計画基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、令和5年度南相馬市行政経営方針に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえた7つの「政策の柱」を重点的に、全庁、一円融合ⁱとなって取り組まなければならない。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰等をはじめとする急激な社会情勢の変化から市民生活を守るため、国県の動向を注視するとともに、市民生活等への影響の把握に努め、必要に応じ、効果的・効率的な事業構築を行い、緊急かつ機動的に対応しなければならない。

また、健全で持続可能な行財政運営の実現に向け、そして限られた財源を最大限有効に活用するためには、復興事業も含めた全ての事業について、必要性・有効性・効率性などの視点から成果や手法を見極める必要がある。

以上の状況を踏まえ、第三次総合計画基本構想に掲げるまちづくりの基本姿勢となる「つなぐ・よりそう・いどむ」を進んで体現するとともに、職員相互の創意工夫や挑戦、さらには各部（区）間の連携など組織を挙げて複雑な課題に対応することを基本とし、令和5年度予算編成方針を定めたので、南相馬市財務規則第7条の規定に基づき通知する。

ⁱ 「報徳の教え」の一つで、何事にも一人ではなく、力を合わせて行動するという事。

令和5年度予算編成方針

1 予算編成の基本的な考え方

令和5年度予算については、現下の厳しい社会経済情勢の中にあっても、市政が直面する諸課題、特に市民の生活に深く関わる喫緊の課題に対し、スピード感や前例に捉われない柔軟な発想を持ち、何事にも果敢に「いどむ」姿勢を基本とし、次の考え方に基いて予算編成を進めるものとする。

(1) 第三次総合計画基本構想に掲げる7つの「政策の柱」に基づく事業等への重点化

基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現を目指すため、7つの「政策の柱」に基づく新規・拡充事業への重点配分を行い、必要な施策、事業を積極的に推進する。

また、急激な社会経済情勢と市民ニーズの変化に対応するための取組として、新型コロナウイルス感染症拡大や食料品・エネルギー等の物価高騰への対応、更なる市民サービスの向上に向けたデジタル変革（DX）の取組を強力に推進する。

なお、事業構築に当たっては、国県の動向を注視するとともに、市民生活等への影響の積極的な把握に努めること。

【重点事業枠】

①7つの「政策の柱」に基づく事業（新規・拡充）

②新型コロナ・物価高騰等から市民生活を守るための事業（新規・拡充）

③デジタル変革（DX）を推進する事業（新規・拡充）

※本枠に要する経費には要求上限を設けず、国県の財源措置状況等を踏まえ、適切に対処する。

(2) 健全で持続可能な財政基盤の維持

【通常事業枠】

令和5年度当初予算における予算編成フレームについては、財政推計の結果、中長期財政計画（改訂版）の目標（健全な財政指標の維持、財政調整基金の残高維持）等を踏まえると、通常事業枠では、令和4年度当初予算一般財源ベースで、臨時事業で上限100%、経常事業では上限92%のシーリングが必要な状況となっている。

一方で、物価高騰等の影響を考慮する必要があることから、令和5年度当初予算編成においては、部単位の枠配分・シーリング（要求限度額）は設定しない。

以上を踏まえ、部長職のリーダーシップのもと、部内・課内の議論を深化し、主体性を発揮しながら事業見直しや必要性なども検証し、さらには、事業量に対する人的資源の配分も十分検討し予算要求すること。

なお、予算査定については、予算編成フレーム、国県の財源措置状況等を踏まえた一件査定を行う。

①事業の選択と集中

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを強く意識し、全ての事業について、きめの細かい事務事業の見直し、創意工夫を行うとともに、DX推進に向けて全庁的に実施する業務量調査なども活用しながら、「貢献度の高い事業へ」「定量的目標と事業終期の設定」「既存事業の統合・廃止・継続の検証」を徹底して、第三次総合計画に基づく各施策に集中させるため、真に必要な事業の選択と集中、メリハリのある予算編成に努めること。

②特定財源の積極的な活用と自主財源の確保の取組

これまで一定の目的を果たしている東日本大震災復旧・復興基金、地域振興基金など、残高が減少し、中長期的な活用が望めない基金もあるため、従来为国、県等の補助制度等の積極的な活用に加え、自主財源の確保も積極的に取り組むこと。

ア特定財源の確保

これまで以上に各部・課において補助制度等に関する積極的な情報収集に努め、国県補助金等を最大限に活用すること。特に、復興事業の財政措置については、国や県の動向に注視しつつ、国や県に対して強く求め、適時、財政課やイノベ政策課に相談すること。

イ自主財源の確保

他自治体の取組を「iJAMP」などで情報収集し、先進的かつ効果的と判断できる場合は、積極的に取り組むこと。

《主な事例》

- ◆企業版ふるさと納税制度（市外に本社がある企業の寄附：節税等メリットあり）
- ◆ふるさと応援寄附金（ガバメントクラウドファンディング含む）
- ◆広告収入の拡大、ネーミングライツ・パートナーの募集 など

※地域振興基金充当事業の整理

通常事業で過去に地域振興基金（約5千万円・R4末残見込み）を活用し実施してきた事業は、継続的な実施を考える場合、現下の課題に合った対応なのか取組手法の見直しを行い、令和4年度予算編成時指摘した地域事業を含め、真に必要な事業である場合、各区自治振興基金の活用を検討し、各区地域協議会へ付議すること。

③不用額削減の取組

令和3年度一般会計決算において、不用額が24億円と多額になっており、実質収支比率が望ましい水準を上回る要因の一つとなっている。

令和3年度決算において多額の不用額が生じた事業や多額の減額補正を行った事業については、予算積算方法や執行方法を必ず見直すこと。

また、不用額が多額となっている原因・理由を検証した上で、年度内に執行可能な事業量を検討し、事業の必要性・合理性が低いと判断されるものについては、廃止を含めた見直しを行うこと。

(3) 議会及び監査委員からの指摘事項等への対応

過去の決算審査や議会での審議や意見、監査意見書等を踏まえた見直しや改善に努めること。

(4) 特別会計（企業会計含む）の予算編成

①特別会計（企業会計含む）

一般会計に準じて予算を編成する。

なお、一般会計の繰り出す財源に安易に依存することなく、国・県支出金の獲得、自主財源の節約・確保に努力し、より効果的な運用に努めること。特に、赤字が見込まれる場合については、収支改善のための取組・見通しを明らかにして要求すること。

②企業会計

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。なお、地方公営企業法第17条の2（経費負担の原則）の規定に留意し要求すること。

2 予算編成にあたっての留意事項

(1) 中長期的・組織横断的視点、実施効果を高める視点による事業構築

第三次総合計画基本構想に掲げる7つの「政策の柱」に基づく事業の実施に当たり、次の点に留意し取り組むこと。

①中長期的・組織横断的視点による事業構築

1つの事業で実施するよりも、他事業と連携することにより、政策目標の実現に向けて大きな効果が期待される事業については、関係する課・部間において調整を行い、複数の事業を組織横断的に構築すること。ひいては、限られた人員や財源の効果的な活用に繋げること。

②実施効果を高める視点による事業構築

施設整備などのハード事業を実施しようとする場合には、整備後の目的が達成できるよう、また、可能な限り整備効果を高めるとともに将来負担を低減できるよう、ハード事業と一体で実施するソフト事業も検討すること。

(2) 精度の高い事業の構築

予算要求に当たって、根拠（証拠・定量的目標）に基づく精度の高い事業構築を求めするため、実効性のある内容となるよう、必要性の根拠となる情報の収集、事業実施の前提条件や課題の整理、関係機関等と協議など準備をしっかりと行うこと。

その際、予算執行率の向上に向けて、発注に向けた準備行為、着手から竣工までの年間の事業計画（複数事業間の工程）を十分に検討し所要額を見積もること。

(3) 本庁・区役所の連携強化

震災後は3区がそれぞれ異なった課題を有しているため、本庁・区役所で情報を共有し、全市で取り組む事業については、部長職が強いリーダーシップを発揮すること。

旧避難指示区域においては、本庁・区役所が連携し、復興の進捗に応じた課題に対応し、帰還した市民が安心して生活できるよう市民目線に立ったきめ細やかな対応と、また、帰還・移住定住等の促進に繋がる予算編成を行うこと。

なお、各区共通事業は本庁へ集約傾向にあるが、投資的経費を除き、さらなる集約化を検討し、スケールメリット、予算管理及び執行の効率化に繋げること。

(4) 外部資源の活用による行政資源の効率化

第三次総合計画基本構想に掲げるまちづくりの基本目標「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、必要となる人員などの行政資源を捻出するため、市民活動団体等の多様な主体との協働事業展開等の検討を行うこと。

ただし、過度の行政依存（補助金交付額の増加、継続・代替の財政支援の要請や担当課からの人的支援等）が見受けられるため、引き続き団体等の自立支援にも努めること。 ※「協働推進のための補助金交付・業務委託等における取り組み方針（H26.11.14 26 総第953号）」

また、直接実施事業における事業の迅速化、効率化を図るため、民間事業者に委託するなど事業手法の再検討も行うこと。

◆人的資源の減に伴う外部委託の活用

(例) 1人減に対し半額程度の費用で委託する など

R3 決算・職員一人当たり 6,740 千円/年（会計年度・フル除く）

職員給など 39.7 億円（職員給+共済組合負担金）、普通会計職員数 589 人

参考1 現下の社会経済情勢を取り巻く財政状況と今後の見通し

1 国の経済情勢と財政動向

(1) 国の経済情勢

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」旨の報告がされている。

(2) 国の財政動向

政府は、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、当面は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和4年度予備費等を活用した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていくとしている。

その上で、人への投資、デジタル、グリーンなど、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義を実現するため、官民が連携し、計画的で大胆な重点投資を推進することで、供給力強化と持続的な成長に向けた基盤を構築し、令和5年度予算編成に向けた考え方は、経済財政運営と改革の基本方針2022及び骨太方針2021に基づいた経済・財政一体改革の着実な推進、官民連携による計画的な重点投資の推進、単年度予算の弊害是正などとされている。

2 地方財政の課題及び仮試算の主な内容

(1) 令和5年度の地方財政の課題

- ①感染症への対応、持続可能な地域社会の実現等の重要課題への対応
- ②地方の一般財源総額の確保
- ③自治体DXの推進と財政マネジメントの強化
- ④東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

(2) 令和5年度の地方財政収支の仮試算

- ①地方交付税の総額は前年度比0.8%増の18兆1,931億円
- ②財源不足額は、前年度4兆5,000億円と比べ、2兆4,000億円と大幅に縮小
- ③国と地方で半分ずつ穴埋めする「折半対象財源不足」は前年度に引続き解消見通し
- ④地方税は、前年度比2.7%増の42兆3,000億円
- ⑤地方債全体計画額は、前年度比4.7%減の9兆7,007億円

3 本市の財政状況と財政収支の見通し

本市の財政状況を、令和3年度普通会計決算で見ると、

- ① 歳出決算額は、新型コロナ、令和元年東日本台風等、そして復旧・復興事業の影響で549.9億円（対前年度比90.9億円の減）と震災前と比較すると依然として高い水準となり、また実質収支は25.2億円の黒字（対前年度比7.1億円の増）となっている。
- ② 財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は91.0%（対前年度比2.4ポイント減）、更に減収補てんを含む本来の市税として算定した実質的な経常収支比率は86.3%（対前年度比2.6ポイント減）と減少（改善）している。
- ③ 財政の健全度を示す指標である健全化判断比率は、いずれも財政の早期健全化が必要となる早期健全化基準を下回っており、引き続き健全性が保たれた状況にある。
- ④ 基金現在高は242.1億円で、対前年度比27.6億円の減（うち東日本大震災関連の基金現在高は91.6億円で、対前年度比37.7億円の減）となり、通常事業分は将来の備えなど含め確保しつつ、東日本大震災関連基金の活用が着実に進んでいる。
- ⑤ 地方債現在高は268.5億円で、対前年度比9.8億円の減（臨時財政対策債を除いた実質地方債残高は142.9億円で、対前年度比7.3億円の減）となり、縮減が着実に進んでいる。
- ⑥ 一般会計歳出予算の執行率は、83.6%となり、対前年度2.1ポイント増（改善）となった。
- ⑦ 一般会計歳出予算の不用額は、24.0億円となり、対前年度6.7億円減（改善）となった。
となっている。

次に、令和5年度の財政収支の見通しは、

歳入では、一般財源である地方税は前年度から微減となり、国の「令和5年度地方財政収支の仮試算」を参考とした試算では、普通交付税では微増、臨時財政対策債では減などとなる見通しとなった。

歳出では、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の影響から復旧・復興関連で必要とされる事業は、第2期復興・創生期間も続き、震災と原発事故の影響を除く通常事業も震災前の規模に復元し膨らみつつある中で、扶助費の増、そして公共施設・インフラ施設の長寿命化等維持補修に要する経常的経費の増などとなる見通しとなった。

この結果、歳入合計よりも歳出合計が上回る収支不足の状態となり、令和5年度及び令和6年度も同様の見通しとなった。また、東日本大震災復旧・復興基金については、第2期復興・創生期間の終期である令和7年度までの活用を見込んでいたところであるが、見込みを上回る活用が進んでいることから、改めて基金充当事業を見直す必要がある。